東肢連

第75号

平成30年7月30日発行

一般社団法人 東京都肢体不自由児者父母の会連合会
会長　河井　文
〒171-0021 東京都豊島区西池袋4-3-12
☎03-5956-3335 FAX03-5956-3336
事務局　E-mail : toushiren@zenshiren.or.jp

目次

第89回定期総会報告……1
会長あいさつ……2
平成29年度 事業及び活動報告・収支決算報告……3
平成30年度 事業及び活動計画・収支予算……6
講演会報告・質疑応答・感想……9
平成31年度 東京都予算に対する要望書……15
地区会長就任挨拶……19
地区父母の会60周年行事……20
駅前放置自転車クリーンキャンペーン……23
事務局通信・編集後記……24

第89回　定期総会報告

第89回定期総会が平成30年5月21日(月)11時よりIKE-Biz（としま産業振興プラザ）に於いて出席22地区（うち委任状1地区）により開催されました。

上野事務局長の司会進行により開会、河井会長のあいさつに続き、三井美和子氏を議長に選出、議事録署名人に伊藤雪子氏、遠藤美砂子氏を選出した後、議案審議に入りました。

第一号議案の平成29年度事業及び活動報告が濱川常務理事より説明があり、次に第2号議案の平成29年度収支決算報告が上野事務局長よりありました。

続いて第3号議案の平成29年度会計及び業務監査報告が竹政真弓監事よりありました。

尚、監査を終えて今後に期待する事として山田監事より「昨年度は河井会長を始めとして、三井副会長、常務理事の方々、また各地区理事の皆様がそれぞれの担当の担い手になり、順調に円滑に事業が執り行われました。皆様のご尽力に敬意を表します。加盟各地区にとってこの連合会の役割がより意義あるものとなるよう、密なる連携を取りながら、今後とも協力して頂きたく願います。東肢連としての運営資金（財源）の確保はますます厳しくなってくるものと思われますが、自助努力による益金の増加に知恵を絞り、安定運営を目指していくことの必要を強く思います。

来年度2019年には、東京都肢体不自由児者父母の会連合会創立60周年を迎え、記念事業が予定されているとお聞きしております。60年という時代の流れと共に、皆様を取り巻く環境も大きく変化してきました。先達のご尽力に想いを馳せ、感謝の念を抱くと共に、さらに一層の意義ある運営を目指して頂く

良い機会にもなると思います。また、2021年には全国肢体不自由児者父母の会連合会全国大会が東京で開催されます。加盟各地区の皆様の協力を頂き、この二つの大きな事業を成功へと導いて頂けますよう、期待いたしております。

会員の増強、育成はどの地区においても重要な課題です。加盟各地区の活動の安定が連合会活動の支えとなります。また連合会においては、加盟地区を増やしていく事が重要な課題と思います。先輩の皆さんが築いてきたレールを途切れさせず、少しでも前に進められるよう、力を合わせて頑張っていきましょう。今年度も河井会長をはじめ理事の皆様には、さぞかしお忙しく大変なことと推察いたしますが、さらなる魅力ある会の運営を目指し、東京都肢体不自由児者父母の会連合会へのご尽力をよろしくお願い申し上げます」とのお話がありました。

続いて第4号議案の役員改選。今年度は改選の年にあたり、新役員理事・監事の皆さんは壇上にあがり記念写真を撮りました。

続いて第5号議案の平成30年度事業及び活動計画が濱川常務理事より、第6号議案の平成30年度収支予算が上野事務局長より説明があり採決の結果承認され閉会となりました。

（広報部　小栗　敦子）

東肢連会長あいさつ

河井　文

本日は大変お忙しい中、第89回定期総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。会員の皆様、関係機関の皆様におかれましては、日頃より当会の活動にご理解、ご支援を賜りますことに改めて御礼申し上げます。

昨年、東肢連の体制基盤強化のために新規会員地区の獲得を目標にしていましたが、具体的な活動ができず目標を達成できませんでした。率直にお詫びいたします。より具体的に取り組むよう、引き続き努力していきたいと考えております。

本年4月より、診療報酬や障害福祉サービスの報酬が改訂されました。財源が限られる中、より在宅支援、また、重度の方に対する報酬が上がりました。会員の多くが重度重複障害児者の保護者である私たち、とりわけ医療的ケアが必要な者にとっては望ましい方向と言えると思います。しかし、一口に障害者と言っても必要な支援は様々ですし、希望する施策の在り方も色々です。今回の報酬改訂や施策の方向性が妥当なものかどうかをしっかりと検証していく必要があると考えます。会員の皆様のご意見を伺い、連合会としての見解を各方面に伝えてまいります。

今年度は多くの地区が60周年を迎え、また、東肢連は来年60周年となります。これまで引き継いできたものを大事に生かしつつ、新しい力、声を吸収して今の時代にあった父母の会の活動を進めていきましょう。

今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

新役員

平成29年度　事業及び活動報告

1.　肢体不自由児者並びに重症心身障害児者に対する社会的啓発運動に関すること。（定款第４条第１号事業）

(1) 会報「東肢連」を発行した。
　発行時期：第72号（7月）、第73号（11月）、第74号（3月）
　配布先：会員全員、関係機関、関係団体（特別支援学校長・同PTA等）

(2) 講演会を開催した。
　日　時：平成29年5月23日（火）
　会　場：めぐろパーシモンホール
　テーマ：「子どもの夢と親の願い　～豊かな地域生活をかなえるために～」
　講　師：地域ケアさぽーと研究所
　　理事　下川 和洋 氏

(3) 研修大会（学習会）を開催した。
　日　時：平成29年11月14日（火）
　会　場：練馬区役所　多目的会議室アトリウム
　テーマ：「災害時に助けてもらうためには　～自助から共助への道～」
　講　師：ADRA Japan　減災コンサルタント
　　渡辺 日出夫 氏
　（参加者102名）

(4) 第50回全国肢体不自由児者父母の会連合会全国大会（京都大会）に参加した。
　日　時：平成29年9月9日（土）
　会　場：京都テルサ（京都府京都市）
　参加人数：49人

(5) 第54回関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会新潟大会に参加した。
　日　時：平成29年7月1日（土）
　会　場：ANAクラウンプラザホテル新潟（新潟県新潟市）
　参加人数：64人

(6) 平成29年度関東甲信越ブロック地域指導者育成セミナーに参加した。
　日　時：平成29年12月2日（土）～3日（日）
　会　場：さいたま市　ラフレさいたま（埼玉県）
　第1日　テーマ
　「災害時のボランティア活動と支援のネットワーク」
　基調説明：全国社会福祉協議会副部長
　　園崎 秀治 氏
　第2日　ワークショップ・まとめ

(7) 東京都共同募金会の「赤い羽根共同募金」に協力した。
　実施時期：平成29年10月1日より12月31日まで

(8) 全国肢体不自由児者父母の会連合会発行の「わ」及び「全肢連情報」・「いずみ」その他福祉に関する図書を各地区役員に配布した。

2.　肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の福祉について関係行政庁の行う諸施策の協力に関すること。（定款第４条第２号事業）

(1) 東京都障害者団体連絡協議会に出席協力した。（東京都福祉保健局）

(2) 駅前放置自転車クリーンキャンペーンに協力した。（東京都青少年・治安対策本部）

(3) 東京都立特別支援学校総合文化祭に後援団体として協力した。
　（主催　東京都教育委員会、東京都特別支援学校文化連盟）

(4) 12月4日に開催された「障害者週間記念の集い」ふれあいフェスティバル式典・記念の集いに参加協力した。（東京都福祉保健局）

(5) 東京都身体障害者スポーツセンター運営委員として委員会に出席し、協力した。

(6) 東京都多摩身体障害者スポーツセンター運営委員として委員会に出席し、協力した。

(7) 東京都障害者福祉会館運営懇談会委員及び相談員として協力した。

(8) 東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画策定に協力した。
　（東京都教育庁）

(9) その他行政庁の行う諸施策については積極的に協力した。

3. 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の家庭療育に関すること。（定款第４条第３号事業）

次の20地区において、地域の特性や障害の程度を考慮し、家庭における療育生活の充実を図るため、さわやかキャンプ・レクリエーションを実施した。

地区名	実施日	実施場所
足立区	12月1日	竹の塚障がい福祉館
板橋区	8月26日～27日	磯原シーサイドホテル
江戸川区	7月2日～3日	休暇村　奥武蔵
大田区	11月18日～19日	新潟県中魚沼郡津南ニュー・グリーンピア津南
葛飾区	12月16日	かつしかシンフォニーヒルズ
北区	10月22日	北区障害者福祉センター別館
江東区	9月2日～3日	千葉　かんぽの宿　鴨川
渋谷区	9月27日	河口湖　オルゴールの森美術館
品川区	10月21日～22日	栃木県　那珂川苑
新宿区	12月3日	新宿養護学校
杉並区	1月27日	杉並会館
墨田区	6月24日～25日	石和温泉ホテルふじ
世田谷区	8月28日	世田谷区立総合福祉センター研修室
台東区	7月2日	金杉区民館　下谷分室　多目的ホール
中央区	9月24日	市原ぞうの国
中野区	9月24日～25日	八景島シーパラダイス他
練馬区	12月10日	光が丘区民センター
小平市	9月30日	国立科学博物館 東京上野公園
府中市	11月21日	湘南ロボケアセンター
武蔵野市	12月9日	吉祥寺第一ホテル

4. 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の福祉に対する調査研究に関すること。（定款第４条第４号事業）

(1) 全社協主催の研修会出席

全社協が主催する研修会・学習会に参加した。

(2) ブロック情報交換会を５ブロックにおいて開催をした。

5. 管理・運営事業

(1) 行政施策に関する提案・要望書を東京都へ提出した。

「肢体不自由児者の福祉施策に対する要望書」を東京都知事宛提出した。

平成29年7月24日、福祉保健局及び教育庁・生活文化局・オリンピックパラリンピック準備局へ内容を説明し要望した。

また、7月27日に公明党、8月3日に都民ファースト、9月5日に共産党、9月11日に民進党、9月15日に自由民主党の都議会各会派に同様の要望書を提出し説明要望した。

また11月6日に小池都知事に重点要望事項について直接説明をした。

(2) 平成29年度関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会連絡協議会会長・事務局長合同会議に出席した。

日　時：平成29年10月7日（土）
会　場：山梨県甲府市　アピオ甲府
日　時：平成30年3月11日（日）
会　場：山梨県笛吹市　石和名湯館　糸柳

(3) 新年会を開催した。

日　時：平成30年1月20日（土）
会　場：上野精養軒
参加人数：会員89名、来賓40名

(4) 平成29年度全国肢体不自由児者父母の会連合会総会に出席した。

日　時：平成29年5月20日（土）
会　場：豊島区　IKE-BIZ

(5) 第88回定期総会を開催した。

日　時：平成29年5月23日（火）
会　場：めぐろパーシモンホール
議　題：平成28年度事業・活動報告及び収支決算報告
平成29年度事業・活動計画及び収支予算案

(6) 理事会、常務理事会を必要に応じて開催した。

理 事 会：4月8日、7月8日、10月14日、2月10日
常務理事会：4月8日、6月10日、10月14日、2月10日

(7) 地区連絡会を原則として毎月開催した。

地区連絡会：4月8日、5月13日、6月10日、7月8日、9月2日、10月14日、11月11日、12月9日、2月10日、3月10日

(8) 総務部会、福祉部会、広報部会を随時開催した。

総務部会：5月13日、11月11日
福祉部会　5月2日、2月10日
広報部会：5月13日、6月23日、7月8日、10月24日、11月11日、2月20日、3月10日

平成29年度　決算報告

平成29年度　収 支 計 算 書

平成29年4月1日 から 平成30年3月31日

＜収入の部＞　（単位：円）

科　　目	予算額（A）	決算額（B）	差異（A-B）	備　　考
会費収入	（ 1,115,000 ）	（ 1,128,000 ）	（ ▲ 13,000 ）	
正会員会費収入	1,015,000	1,015,000	0	23地区
賛助会員会費収入	100,000	113,000	▲ 13,000	東京在宅サービス他
事業収入	（ 1,200,000 ）	（ 1,299,300 ）	（ ▲ 99,300 ）	
参加事業収入	1,200,000	1,299,300	▲ 99,300	新年会他
補助金収入	（ 5,790,000 ）	（ 5,787,820 ）	（ 2,180 ）	
公共補助金収入	300,000	300,000	0	赤い羽根募金
民間補助金収入	4,800,000	4,827,820	▲ 27,820	自販機還元金
民間助成金収入	690,000	660,000	30,000	さわやかキャンプ
寄付金収入	（ 22,000 ）	（ 72,000 ）	（ ▲ 50,000 ）	
寄付金収入	0	50,000	▲ 50,000	
募金収入	22,000	22,000	0	赤い羽根募金
雑収入	（ 201,000 ）	（ 211,055 ）	（ ▲ 10,055 ）	
受取利息	1,000	55	945	
雑収入	200,000	211,000	▲ 11,000	島手そうめん
繰入金収入	0	0	0	
繰入金収入	0	0	0	
当期収入合計（a）	8,328,000	8,498,175	▲ 170,175	
前期繰越収支差額	6,575,000	5,889,848	685,152	
収入合計　（b）	14,903,000	14,388,023	514,977	

＜支出の部＞　（単位：円）

科　　目	予算額（A）	決算額（B）	差異（A-B）	備　　考
事業費	（ 5,300,000 ）	（ 5,081,521 ）	（ 218,479 ）	
社会啓発事業費	3,500,000	3,573,067	▲ 73,067	会報、各大会
家庭療育事業費	1,000,000	994,649	5,351	さわやかキャンプ他
調査研究事業費	500,000	219,453	280,547	福祉部活動費
通信事業費	300,000	294,352	5,648	ホームページ運営費
管理費	（ 3,858,000 ）	（ 3,571,147 ）	（ 286,853 ）	
会議費	60,000	13,912	46,088	理事会他
旅費・交通費	50,000	28,200	21,800	職員交通費他
通信・運搬費	230,000	156,584	73,416	電話・メール他
印刷・製本費	120,000	120,000	0	コピー代他
賃借料	777,000	777,600	▲ 600	事務所賃借料
消耗品費	100,000	23,155	76,845	事務用品等
会場費	60,000	63,700	▲ 3,700	
負担金支出	395,000	400,000	▲ 5,000	全肢連会費他
諸謝金	0	0	0	
公租・公課	70,000	70,000	0	
寄付金支出	23,000	33,000	▲ 10,000	共同募金会
人件費	1,653,000	1,647,440	5,560	税理士等報酬含む
光熱費	120,000	120,000	0	電気代他
慶弔金	100,000	107,000	▲ 7,000	
雑費	100,000	10,556	89,444	登記料他
事業費・管理費　合計	9,158,000	8,652,668	505,332	
繰入金支出	0	0	0	
繰入金支出	0	0	0	
予備費	5,745,000	0	5,745,000	
予備費	5,745,000	0	5,745,000	
当期支出合計（c）	14,903,000	8,652,668	6,250,332	
当期支出差額（a）-（c）	▲ 6,575,000	▲ 154,493	▲ 6,420,507	
次期繰越収支差額（b）-（c）	0	5,735,355	▲ 5,735,355	

平成30年度　事業及び活動計画

1．事　業　計　画

(1) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者に対する社会的啓発運動に関すること。

(2) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の福祉について関係行政庁の行う諸施策の協力に関すること。

(3) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の家庭療育に関すること。

(4) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の福祉に関する調査研究に関すること。

(5) 会員相互の共通理解を深める研修・研鑽に努めること。

(6) その他本会の目的達成に必要なこと。

2．活　動　計　画

(1) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者に対する社会的啓発活動に関すること。

① 会報「東肢連」を下記のように発行し、会員及び地域の社会的啓発活動に寄与する。

会報「東肢連」

発行予定時期：7月（75号）、11月（76号）、3月（77号）

配布先：会員全員、関係機関、関係団体（特別支援学校、特別支援学校PTA等）

② 講演会の開催

日　時：平成30年5月21日（月）　定期総会時

会　場：豊島区　IKE・Biz（としま産業振興プラザ）

テーマ：東京都第5期障害福祉計画と差別解消法の都条例について

講　師：渡辺秀子氏（東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課長）

③ 東京都共同募金会の「赤い羽根共同募金」に協力する。

実施時期：平成30年10月1日

④ 全肢連発行の「わ」及び「いずみ」その他福祉に関する書籍を配布する。

(2) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の福祉について関係行政庁の行う諸施策の協力に関すること。

① 東京都障害者団体連絡協議会に協力する。（東京都福祉保健局）

② 駅前放置自転車クリーンキャンペーンに協力する。

（東京都生活文化局青少年・治安対策本部）

③ 東京都特別支援学校総合文化祭に後援団体として協力する。

（主催：東京都教育委員会、東京都特別支援学校文化連盟）

④ 「障害者週間」記念の集い・第38回ふれあいフェスティバル式典・記念の集いに参加協力する。

⑤ 東京都身体障害者スポーツセンター運営委員として委員会に出席し協力する。

⑥ 東京都多摩身体障害者スポーツセンター運営委員として委員会に出席し協力する。

⑦ その他行政庁の行う諸施策について積極的に協力する。

(3) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の家庭療育に関すること。

加盟22地区において、地域の特性や障害の程度を考慮し、家庭における療育生活の充実を図り、さわやかキャンプレクリエーションを実施する。

実施地区：加盟22地区

(4) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の福祉に対する調査研究に関すること。

福祉部が主催する学習会を年1回～2回程度開催する。

(5) 会員相互の共通理解を深める研修・研鑽に努めること。

① 研修大会の開催

平成30年度　東肢連研修大会を開催する。

日　時：平成30年11月19日（月）

会　場：府中市市民活動センター　プラッツ

テーマ：肢体不自由児者の意思決定支援について（仮）

講　師：未　定

② 第52回全国肢体不自由児者父母の会連合会全国大会（函館大会）に参加する。

日　時：平成30年9月29日（土）・30日（日）
会　場：函館アリーナ

③　第55回関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会山梨大会に参加する。
日　時：平成30年7月7日（土）
会　場：APIO甲府（セレス甲府）

④　平成30年度関東甲信越ブロック地域指導者育成セミナーに参加する。
日　時：平成30年9月7日（金）・8日（土）
会　場：栃木県宇都宮市　TKPガーデンシティ宇都宮

⑤　全国及び東京都レベルの研修会
東京都及び全社協等が行う各種研修会・行政説明会に参加する。

(6) その他本会の目的達成に必要なこと。

①　第89回定期総会の開催
日　時：平成30年5月21日（月）
会　場：豊島区　IKE・Biz（としま産業振興プラザ）

②　理事会を原則として年4回（4月、7月、10月、2月）開催する。
また、常務理事会を必要に応じ開催する。

③　地区連絡会を原則として毎月開催する。

④　各部会（総務、福祉、広報）を必要に応じて開催する。

⑤　ブロック情報交換会を各ブロック毎に年1回開催する。

⑥　行政施策に関する提案・要望書を東京都及び東京都議会へ提出する。（7～9月）

⑦　平成30年度関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会連絡協議会会長・事務局長会議に出席する。（平成30年10月～11月）

⑧　全国肢体不自由児者父母の会連合会会長事務局長会議に出席する。（平成30年5月19日）

⑨　地域・会員相互の情報交換と親睦を図るための交流事業を実施する。

平成30年度　収支予算

平成30年4月1日 ～平成31年3月31日

＜収入の部＞　（単位：千円）

科　　目	29年度予算額	30年度予算額	増 減（▲）	備　　考
会費収入	(1,115)	(1,133)	(18)	
正会員会費収入	1,015	1,020	5	22地区
賛助会員会費収入	100	113	13	東京在宅サービス他
事業収入	(1,200)	(1,200)	(0)	
事業参加収入	1,200	1,200	0	
補助金等収入	(5,790)	(5,850)	(60)	
公共補助金収入	300	300	0	赤い羽根共同募金
民間補助金収入	4,800	4,900	100	自販機還元金
民間助成金収入	690	650	▲40	さわやかキャンプ
寄付金収入	(22)	(22)	(0)	
寄付金収入	0	0	0	
募金収入	22	22	0	赤い羽根募金
雑収入	(201)	(201)	(0)	
受取利息	1	1	0	
雑収入	200	200	0	島手そうめん
繰入金収入	0	0	0	
繰入金収入	0	0	0	
当期収入合計（A）	8,328	8,406	78	
前期繰越収支差額	6,575	5,735	▲840	
収入合計（B）	14,903	14,141	▲762	

＜支出の部＞

（単位：千円）

科　　目	29年度予算額	30年度予算額	増減（▲）	備　　考
事　業　費	(5,300)	(5,300)	(0)	
社会啓発事業費	3,500	3,500	0	会報・各大会
家庭療育事業費	1,000	1,000	0	さわやかキャンプ他
調査研究事業費	500	500	0	福祉部活動費
通信事業費	300	300	0	ホームページ運営費
管　理　費	(3,858)	(3,918)	(60)	
会　議　費	60	60	0	理事会他
旅費交通費	50	50	0	職員交通費他
通信運搬費	230	230	0	電話・メール他
印刷製本費	120	120	0	コピー代
賃　借　料	777	777	0	事務所借料
消耗品費	100	100	0	事務用品等
会　場　費	60	60	0	
負担金支出	395	395	0	全肢連会費他
諸　謝　金	0	0	0	
公租公課	70	70	0	都民税
寄付金支出	23	33	10	共同募金会他
人　件　費	1,653	1,653	0	税理士等報酬含む
光熱・水費	120	120	0	電気代他
慶　弔　金	100	150	50	
雑　　費	100	100	0	振込手数料他
事業費・管理費　合計	9,158	9,218	60	
予　備　費	(5,805)	(4,923)	(▲882)	
予　備　費	5,805	4,923	▲882	
当期支出合計（C）	14,903	14,141	▲762	
当期支出差額（A）－（C）	▲6,575	▲5,735	840	
次期繰越収支差額（B）－（C）	0	0	0	

平成30年度東肢連講演会

東京都第５期障害福祉計画と差別解消法の都条例について

講師：東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課長　渡辺　秀子 氏

平成30年5月21日（月）池袋IKE・Bizに於いて平成30度東肢連講演会が行われました。講演に先立ち河井会長の挨拶、講師の渡辺秀子氏の簡単なご紹介の後、東京都第５期障害福祉計画のお話しをしていただきました。

◎東京都障害者・障害児施策推進計画とは

障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画（第５期）」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画（第１期）」の３本の計画を一体のものとして策定し、総合的に施策を推進しますが、より簡潔でわかりやすい名称にしたものです。（平成30～32年度）

1. 障害者計画と障害者福祉計画の違い

障害者計画とは、根拠は障害者基本法で、基本理念や障害者に関する幅広い施策を国や地方行政機関が定めます。国の障害者基本計画は５年ごとに策定します。（新計画は平成30～35年度）

障害者福祉計画・障害児福祉計画とは、障害福祉サービスとか障害児の通所支援等の提供体制の確保等に定める計画で、より実務的な内容になっています。根拠は障害者総合支援法、児童福祉法で、区市町村の計画達成のため、広域的な見地から策定します。３年の計画期間ごとに国が示す基本指針に即して、地域の実情をおりこみ、成果目標やこれを達成するために必要なサービス見込み量等を定めます。障害者計画の生活支援分野の実施計画としての性格を持ち、国から区市町村まで積みかさなっている計画で３年ごとに全国で同じようなフレームで計画を積み上げていくこと、PDCAサイクルで具体的にどれくらいの量を実行するために必要なのかなど、見込みの基本になるもので、かなり実務的な内容になっています。

講師　渡辺　秀子 氏

2. 国の基本指針等による改定のポイント

＊地域共生社会の実現に向けて

平成28年４月障害者差別解消法の施行により、今年度も都条例を作って、一層差別解消の取り組みを進めていきます。オリンピック・パラリンピックに向けてバリアフリーの推進、やまゆり園の事件に関しての障害者に対する理解啓蒙がより一層社会的に深まっていかなければならないと思っています。

＊障害児支援の提供体制の整備として

障害児福祉計画の策定の義務付け（平成28年改正児福法）として各区市町村で児童発達支援センターを設置します。各区市町村の児童発達支援センターでは、保育所等訪問支援を利用できる体制の整備、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの場、医療的ケア児支援のため、関係機関等の連携を図るための協議の場を作っていってください。という方針です。

＊精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

＊障害福祉サービス等の提供体制の確保

地域移行・地域生活基盤の整備、就労支援等の新たな目標設定を充実させ、障害者の高齢化、障害の重度化、医療的ケアなどのニーズを踏まえた対応を検討していきます。

3. 計画の検討体制とスケジュール

平成29年6月より、第8期東京都障害者施策推進協議会での専門部会を6回開催、審議、提言を行い、同時に区市町村調査、ヒアリングを行い、パブリックコメント、予算、他計画との整合性など庁内調整して計画を策定し、平成30年3月公表します。

計画の基本理念

Ⅰ　全ての都民が共に暮らす共生社会の実現

Ⅱ　障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

Ⅲ　障害者がいきいきと働ける社会の実現

計画期間　平成30年度から平成32年度までの3年間

施策目標

Ⅰ　共生社会実現に向けた取組の推進

以前はバリアフリー社会と言っていましたが、障害及び障害者への理解推進及び差別の解消に向けた取組を行い、スポーツ・文化芸術活動や生涯学習・地域活動等への参加の推進、ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりを目指します。学校時代は放課後デイがありましたが、18歳以上は余暇活動としての場がないということで、生涯学習という文言を入れました。ユニバーサルデザインに関しては、ヘルプマークもだいぶ浸透してきてはいますが、どういう助けが必要か、どう助ければ良いかがまだわからない場合が多いので、声をだす、声かけするのが必要です。ヘルプカードの配布実績は21万個となりました。

Ⅱ　地域における自立生活を支える仕組みづくり

1. 地域におけるサービス提供体制の整備
2. 地域生活を支える相談支援体制等の整備
3. 施設入所・入院から地域生活への移行促進と地域生活の継続の支援
4. 障害者の住まいの確保
5. 保健・医療・福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細かな対応
6. 安全・安心の確保

障害者・障害児地域生活支援3か年プラン（平成30年度から32年度）

事項名	内容	平成32年度末整備目標
地域居住の場の整備（グループホーム）	障害者の地域生活への移行を進めるとともに、地域で安心して暮らせるよう、グループホームの整備を促進します。	2,000人増
日中活動の場の整備（通所施設等）	特別支援学校の卒業生や地域生活に移行する障害者、在宅の障害者等の多様なニーズに応えるため、日中活動の場（通所施設等）の整備を促進します。	6,000人増
在宅サービスの充実（短期入所）	障害者・障害児が身近な地域で短期入所（ショートステイ）を利用できるよう、整備を促進します。	180人増
障害児への支援の充実（児童発達支援センター）	地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援センターの整備を促進します。	各区市町村に少なくとも1か所以上
障害児への支援の充実（主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所）	重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、各事業所の整備を促進します。	各区市町村に少なくとも1か所以上

○ 整備目標を達成するため、整備費の設置者負担を軽減する特別助成(※)を実施
※ 特別助成 設置者負担の1／2を助成（補助率 通常 3／4 ⇒ 特別 7／8）
○ さらに、利用者の高齢化、重度化などのニーズに対応するため、重度化等に対応した施設の整備に対して補助基準額に上乗せする加算を実施

福祉施設入所者の地域生活への移行（平成32年度末目標）

＊施設入所者のうち地域生活移行者数　670人
（平成28年度末時点での入所者の9%が移行）

＊施設入所者　7,344人
（平成17年10月1日時点の定員数を超えない）

・地域に出てみたい、暮らしてみたい方の意向を汲んで、支援を進めていき、また地域移行型の施設を考えていきたいと思います。

・“地域移行促進コーディネーターの活動とは”を読みやすくコラムにしました。

Ⅲ　社会で生きる力を高める支援の充実（主に就学前の特別支援教育の児童）

1. 障害児への支援の充実
2. 全ての学校における特別支援教育の充実
3. 職業的自立に向けた職業教育の充実

○ 障害児への支援の充実【成果目標4】

事項名	平成28年度実績	平成32年度末目標	考え方
児童発達支援センター	22区市町村	各区市町村に少なくとも1か所以上設置	
保育所等訪問支援	17区市町村	全ての区市町村において利用できる体制を構築	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	23区市町村	各区市町村に少なくとも1か所以上確保	
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	21区市町村	各区市町村に少なくとも1か所以上確保	

事項名	平成28年度実績	平成30年度末目標	考え方
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	－	各区市町村において設置	

・ヒアリングでは国の指針が出たというのが大きく、区市町村でやらなければならないので区市町村で確保するべく前向きに進めていきます。

・医療的ケア児もNHKで取り上げられたりと、だいぶ世間で認知されてきています。訪問取材のコラ

ムでは人との関わりの中で打ち解けていく医療的ケア児が成長していく中で、お母さんが日中の預かりやショートステイを使うことによって、睡眠不足の解消や兄弟と過ごす時間をとることができます。都は、それぞれの家庭の実情を踏まえ、適切な支援を受けられるよう生活を支える支援を充実していきます。特別支援学校における社会貢献活動のコラムでは高齢者施設を訪問する活動で、歌やダンスの披露・ゲームなどを行い大変喜ばれ、また自分たちもたいへん満足し、お互いを尊重し支え合う心を育む力になるということを実感できました。平成30年度は残る都立特別支援学校17校でも活動を開始し、共生社会の実現を目指していきたいと考えています。東肢連の新年会のおかげでこのコラムを取り上げさせていただきました。

・医療的ケア児の支援については人材育成、コーディネーター育成を行っていきます。訪問看護の事業を広げていきます。パブリックコメントで療育センターを作って欲しいという意見が多かったのですが、府中療育センターは3年かけて改装中です。検討していきますが、計画に盛ることは出来ませんでした。

Ⅳ　いきいきと働ける社会の実現

1. 一般就労に向けた支援の充実・強化
2. 福祉施設における就労支援の充実・強化

○福祉施設から一般就労への移行等【成果目標5】

事項	平成28年度実績	平成32年度目標	考え方
区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数	1,913人	2,500人	――――
福祉施設から一般就労への移行者数	1,745人	2,700人	平成28年度実績の1.5倍以上が移行
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	46.6%	50.0%	利用者の3割以上が一般就労した事業所が全体の5割以上
就労定着支援事業による支援開始後1年後の職場定着率	－	80%以上	
区市町村障害者就労支援事業による支援開始後1年後の職場定着率	－	80%以上	

・精神の方の就労は増えていますが、なかなか定着しません。医療機関との連携を強化しているところです。

Ⅴ　サービスを担う人材の育成・確保

1. 障害福祉サービス等を担う福祉人材の確保・育成・定着への取組の充実
2. 重症心身障害児（者）施設における人材の確保と養成

「ふくむすび」～東京都福祉人材情報バンクシステム～
https://www.fukushijinzai.metro.tokyo.jp/

・人材の育成・確保は熱い議論になり重点の目標です。

・国家資格取得の補助、人材派遣会社事業、人材マネジメントの基礎知識研修、職員の宿舎の借り上げ、家賃補助、（宿舎、職場が防災の拠点化になることが条件）,グループホームの従業者の研修、看護師の確保、キャリアップ、スキルアップの研修を行っていきます。

この5つの施策目標のもと、289事業を展開します。

◎障害者差別解消法と都条例

1. これまでの経緯

・障害者差別解消法

平成26年1月　障害者権利条約批准

平成28年4月　法施行

・都条例

平成29年4月　当事者団体、事業者団体へのヒアリング

平成29年12月　パブリックコメント

第2回都議会に提案　平成30年10月より施行予定

2. 法の基本となる考え方・定義

・障害の社会モデル：社会的障壁を取り除くことで障害を減らすことが可能

・障害者の定義:心身の機能の障害があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

・社会的障壁：障害がある者にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、その他一切のもの…例えば段差があってもスロープがあれば、そこは自由に活動できるということです。

3. 法が定めていること

・不当な差別的取扱いの禁止：門前払い、障害者だからこちらへとかはダメです。正当な理由に相当するか否かは、事案ごとに判断が必要です。

・合理的配慮の提供:障害者から障壁の除去を必要としている意思表明があった場合、負担が過重でない時は合理的な取り組みを行わなければなりません。

4. 合理的配慮にかかるキーワード

・過重な負担は個別の事案ごとに、具体的場面に応じて判断し、説明することが必要です。

・障害者から申し出があった方法では、対応が難しい場合でも何かできないかと考え、建設的な対話で柔軟に対応していくことが重要です。逆に建設的な会話ができれば、合理的配慮の考えはかなりの部分でカバーされると思います。
・障害者の利用が多数見込まれる場合には、環境の整備を考慮することでコスト削減となる場合もあります。例えば御茶ノ水駅はあれだけ周りに病院があるのにエレベーターがないということで、差別解消の話し合いの中で言われていました。これは環境の整備をするべき案件です。

5. 義務の対象者

行政機関等、民間事業者は不当な差別的取扱いは禁止です。合理的配慮の提供に関しては、行政機関は法的義務、民間事業者は努力義務でしたが、都条例では合理的配慮を義務付けるという形で作っていきます。

6. 是正の仕組み

主務大臣は必要があると認めるときは当該事業者に対し報告を求め、助言、指導若しくは勧告をすることができます。都条例では事案を解決するため第三者機関による斡旋の手続きを設け、悪質な場合、知事は勧告、公表を行うことができます。

都条例案のポイント（まとめ）

◆法では、努力義務となっているところ、事業者に対して合理的配慮を義務付けます。
◆情報保障を推進するとともに、手話は言語であるとの認識に基づき、手話の普及に努めます。手話は日本語の文法と違うところがあり、独特の文法を持っているので、手話言語条例を作っています。
◆専門相談機関「広域支援相談員」を設け、4月から障害者・事業者双方から相談を受け付けています。
◆専門相談機関で問題を解決できない場合、紛争事案を解決するため、第三者機関「調整委員会」を作ります。悪質な場合、知事は勧告、公表を行います。

合理的配慮はなかなかわかりづらいということで、やはり事例を積み重ねていくことでわかっていくことが多いと思います。

事例集を福祉保健局のホームページに載せていますので参考になさってください。

内容が難しいのかな？と思って公聴しましたが、渡辺課長のわかりやすい説明で勉強になりました。第５期障害福祉計画に障害児支援の提供と整備の項目が入り、医療的ケア児のための施策がたくさん盛り込まれてきたと感じました。まだまだこれからも身体の障害児者の現状をより行政に知ってもらう努力を引き続き行っていき、前向きに行政が動くよう働きかけを続けなければならないと思います。

（広報部　福田　功志）

質疑応答

質問　**現在、子供が東大和療育センターに通っています。センターは改修工事の為、となりの敷地に規模は小さくなりますが現在と同じ機能を持った建物を建て、10月頃からそちらに移り、改修が終わればまた戻って仮建物は壊すとのことです。療育センターの拡充や入所施設の増設などの要望が多い中、せっかく建てた仮建物を療育的なことやショートステイなど有効利用はできないものでしょうか？**

＜回答＞　東京都では最近、施設の建て替えをする時に、基準を満たした仮設の建物をリース方式でその期間だけ借りるやり方で費用節減をしています。この場合は既存の設備を利用、電気等のインフラも切り替えて使います。今回の東大和療育センターの場合は老朽化による大規模改修で人員を増やす計画もありません。もったいない気持ち、増やしていけたらな…の気持ちを充分もって、他のところでも考えていきたいと思っています。

質問　**子供が東部療育センターに通っていて、入所の待機登録をしてもなかなか順番が回ってきません。東部には医療的ケアがなく比較的障害が軽い方**

もいらっしゃるので、地元のグループホームへの地域移行ができるのではと思います。都の入所は永久保障されているということですが、地域移行についてはどのように進めていかれるのでしょうか。

また、都の重心指定事業は療育センターに通えない重症児が地域の既存施設に通うための事業だと思いますが、指定を受けた地域の生活介護が実際にはそのような方が対象ではなかったり、内容が明確ではありません。この活用型の事業を東京都は今後どのような形で進められていくのでしょうか？

＜回答＞　グループホームは、モデル事業として医療連携型が1つできたところで、元々医ケアを想定していないので医療型施設からの移行は難しいです。知的の方は地域の受け皿も増えていますので、地域移行は知的障害の方がメインになるかと思います。永久保障とまでは言いませんが、とりわけ医療型の施設は、地域での条件も厳しく家庭での生活も困難になり最終的に入られる場合が多く、最後の砦になっていると思います。

通所について、各地域の事情もあるので、新規に通所先がない方や日数が足りない方は、相談支援・区・施設との個別の話し合いになるかと思います。何が優先になるかが都の判断ではないことはご理解ください。受け入れる施設と生活介護枠が増えることが一番重要です。

質問　現在、重度重複の人達のグループホームを運営しています。都の説明会では国の方針が、10人・10人の20人ユニットでショートステイもつけなければ重度グループホームとして認めないとのことでした。土地は自前で、建築費は8分の7出していただいたとしても上限があり、設備もいろいろな法律をクリアしなければなりません。都の補助事業ではなく法内にしないと数が増えないとのことで移行しましたが、非常に苦しい状況です。医療的ケアと知的障害の間の子供も大勢いてたくさんのニーズがあります。大きな規模ではない重度のグループホームの認定はありませんでしょうか？

＜回答＞　日中支援型のグループホームは、最初は支援を厚く考えられていましたが、難しいことが色々あるというのが出てきているところです。規模を大きくしないのであれば、整備だけであれば都単独の整備保証も活用していただきたいと思います。都加算の部分も重度のところは国加算をとって頂ければ、運営費も少しだけはよくなっていると思います。今回3対1が出てきたのでその辺の加算をどうするかは今後考えます。ただし政令で決まった条件はクリアしなくてはいけません。規模については上限がそこまで…という意味だと思います。日中支援型以外は4対1が一番よい区分になっていますが、今回の3対1とどちらがよいのか、報酬については他県の様子もみて国にも提案していきます。また、都独自の医療連携型にアレンジを加え普及できないか考えて進めていきたいと思います。

（広報部　武田　澄昌）

大田区

講演会感想

大田区肢体不自由児者父母の会　相談役　高橋　勝幸

講演は定期総会の後に開催され、「東京都第5期障害者福祉計画と差別解消の都条例について」を東京都障害者施策推進部計画課長の渡辺秀子氏によって述べられた。

渡辺課長は、資料に基づき限られた時間内に簡潔に要点をわかりやすく語られた。

第5期福祉計画については、区市町村の計画達成のため、広域的な見地から策定。3年の計画期間ごとに国が示す基本指針に即して、成果目標や達成するために必要なサービス見込数値等を定め示している。それらは1. 地域におけるサービス提供体制の整備。2. 地域生活を支える相談支援体制等の整備。3. 施設入所、入院から地域生活への移行促進と地域生活の継続の支援。4. 障害者の住まいの確保。5. 保健、医療、福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細かな対応。6. 安全、安心の確保。以上の自立生活を

支える仕組みづくり事案として示された。しかし、相談支援において短期入所を経験させるよう助言されているが、様々施設に予約するが空きがなく、希望する日程に利用できない。更に緊急に利用が必要にもかかわらず利用が叶わない。まるで宝くじのようである。施設入所、入院から地域生活の移行や、住まいの確保におけるグループホームなどの受け皿の設置や、5と6の障害特性に応じた対応や安全、安心の確保など、これら計画推進事案は果たして機能しているのか? 実情と乖離しているとしか思えず、まるで推進の実感がない。

サービスを担う人材の養成・確保については、思い切った公務員並みの身分と給与改革がなければ解決できないと考える。

障害者差別解消法と都条例については、国連の障害者権利条約に基づいた国内法だが、すでに平成23年9月（2011年）全肢連創立50周年記念大会において権利条約をテーマにして諸団体に先駆け学習を始めている。障害の社会モデル化、障害者の定義、社会的障壁、障害を理由とした不当な差別的対応の禁止、障害に対する合理的配慮の提供など、公的機関の責任義務等学習してきた。多くの自治体はすでに何らかの条例化がなされているが、東京都の条例はいかにも遅く、障害者に対して無関心である事を表している感は否めない。

この度の講演を通じ又社会の現状から、共生社会の実現にはほど遠く、東肢連各位は障害者の理解を得るために運動団体として努力が必要と考えさせられた次第である。

葛飾区

東京都第5期障害福祉計画を聞いて、思ったこと

葛飾区肢体不自由児者父母の会　副会長　住谷　道子

渡辺秀子氏の講演で最も印象に残ったお話は「Ⅲ.社会で生きる力を高める支援の充実」の東京都が医療的ケア児の訪問看護の充実を図るため、モデル事業を立ち上げる準備をしていることと、そのモデル事業で蓄積したノウハウを広く伝えていくことで訪問看護の裾野を広げていきたいとの話でした。

平成26年度全肢連愛知大会では、NICUの整備と医療技術の進歩で救命された子ども達が医療的ケアがありながらも家庭での生活が可能になり、在宅の医療的ケア児が増えていることと、法の整備や支援が整わずにいることを知りました。今回のお話では平成28年6月には医療的ケアを要する障害児に対する支援として児童福祉法が改正され、医療的ケア児の支援がゆっくりではありますが、前進していることが感じられました。私が暮らす葛飾区では医療的ケア者が通う施設の定員が超えたため通所の日数制限があり、特別支援学校の在校生も医療的ケア児が増えていると聞きます。娘がNICU卒業生の私は、医療的ケア者が安心して地域で暮らせるようにと願ってやみません。障害が重くともその命は多くの医療従事者の努力と献身により救われた命であり、家族にとって大切な命であることを忘れずに、家族と、地域で、暮らしていける環境を整えてほしいです。

また「Ⅴ.サービスを担う人材の養成・確保」のお話では障害福祉サービス等を担う福祉人材の確保・育成・定着への取組みの充実として、① 国家資格取得のための費用補助、② 代替職員を派遣する費用補助、③ 管理職のマネジメント学習の費用補助、④ 職員宿舎の借上げ補助（職場の近隣に住むことで災害時の対応可能に）のお話も頼もしく聞きました。

娘の通う通所施設では今春、男性職員が育児休暇を取りました。自分の不快を「泣く」ことでしか伝えられない赤ちゃんが何を要求しているのかを察して、我が子の世話をすることは、気配りや心配りを学ぶ絶好の機会です。自分のことを上手に伝えることができない重度障害者の支援に活かすことができると思います。職員の労働環境を整えることは福祉の小さな事業所では難しい場合も多く、行政にしっかりと後押しして頂くことが大切です。労働環境が少しでも良くなるよう、改善の手助けをしていただきたいと願います。

最後に、障害者のおかれた現状を学び、行政に声をあげていくことが、障害ある子ども達の未来を作ることになると強く感じた一日でした。

小平市

講演会感想

小平肢体不自由児者父母の会　上野　あかね

講演会の講師は、東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課長の渡辺秀子氏です。

まず初めに計画についてのお話で、障害者総合支援法に基づく東京都の「第5期障害福祉計画」は、今回から、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画（第1期）」と一体的に策定し、また、障害者基本法に基づく「障害者計画」もあわせている。これら3つの計画を一体のものとして策定し総合的に施策を推進する。とありました。これを「東京都障害者・障害児施策推進計画（平成30年度～平成32年度）」というわかりやすい名称にしたとのことです。

さて、東京都障害者・障害児施策推進計画の基本理念は、Ⅰ 全ての都民が共に暮らす共生社会　Ⅱ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現Ⅲ 障害者がいきいきと働ける社会の実現　です。

この基本理念を実現するために施策目標を項目ごとに実績と目標を数字化し、ところどころにコラム、写真や「すけだちくん」のイラストも入り言葉だけではなく視覚からも実現のための施策が見えてくるわかりやすい講演でした。

そして、障害者差別解消法については、この法が定めている「不当な差別的取り扱いの禁止」「合理的配慮の提供」と、基本となる考え方・定義である、障害の社会モデルから障害は個人にではなく、社会環境との相互作用にある考え方が、社会的障壁を取り除くことで障害を減らすことが可能である。としていることを知ることができました。

このことは、共生社会に向けての、障害者が地域で安心して暮らし、いきいきと働けるためには重要なポイントになるのではないかと考えることができました。ただ気になるのは、合理的配慮の提供については「意思表明があった場合」とあり、この意志表明を障害当事者がどのように表現するか、またそれを受ける側がどのように受け取り配慮を考えるのか、非常に難しいのではないかと思います。このことで講師は「合理的配慮に係るキーワード」として

・過重な負担
・建設的対話
・環境の整備の活用

の3点をあげています。東京都の条例においては、合理的配慮の提供を民間事業者にも行政機関と同様に「義務」づけるとしていますが、法律や条例そして、推進計画ばかりが先走るのではなく、障害当事者が、本当に望む地域での暮らし、働く共生社会はどのようなものを望んでいるのかを対話し、そこから計画、法律や条例を活用する視点が大切ではないかと、この講演を拝聴して思ったことでした

平成31年度東京都予算に対する要望書

総論

東京都におかれましては、日頃より当連合会に対しまして、格別なご支援とご理解を戴き感謝いたしております。

障害福祉サービス利用者の重度化・高齢化への対応をふまえて施設整備に対する重度加算など事業者の支援を図って頂いておりますが、在宅生活を支える根幹でもある短期入所施設数は圧倒的に足らず、地域移行を支援できるセンター的役割を果たす療育センターも設置されていない地域もあり、重度障害者を抱える家庭はとても苦労しています。日常的に医療的ケアを必要とする重度重複障害者も含め障害があってもなくても共に暮らせる共生社会の実現に向け、尚一層のご支援を賜りたくお願いいたします。

【重点要望事項】

1. グループホームについて

① 親の高齢化や障害者の重度化により、グループホームのニーズは年々増えています。

都加算制度はグループホームの設置促進、障害

者の地域生活促進に大きな役割を果たしてきた経緯があります。

都加算制度の変更により月単位の報酬制度が日割りになったため、本来は余暇であるはずの土日にも実家に戻りづらくなるなど本人たちの自由な生活スタイルに支障が出る恐れがあります。都内の人件費・物件費が高額である実情を反映し、適切な報酬加算をするなど対策を講じてください。

② 医療的ケアのある方の支援として医療連携型グループホーム事業が開始されましたが、看護師不足の影響から実際には医療的ケアがあることでグループホームへの利用ができない場合が多いです。

訪問看護ステーションとの連携や活用が進むように対策を講じてください。

③ 国の報酬改定により重度訪問介護など事業者の減額が見込まれるため、外部サービスを利用しているグループホームでの支援の減少などの支障がでないよう都として激変に対応できるような対策を講じてください。

2. 短期入所について

① 短期入所は在宅生活を支える根幹です。昨年実施した当会の調査では未設置地区があることから他地区での短期入所を利用するため一泊しか利用できない事も多く、親子ともに高齢な家庭での生活はとても逼迫しています。

特に未設置地区に関しては一日も早い整備をお願いします。

② 障害の重度化により、都立療育センターへの短期入所のニーズは毎年増加している中、医師や看護師の人材不足から利用人数を制限されるケースがあります。また防災の観点から利用人数を障害の程度により受け入れ調整をしている場合もあるようです。

本来利用できる短期入所数をきちんと行えるように、各療育センターへの人材不足の解消を図る策を講じてください。

3. 都立療育センターについて

① 現在、医療的ケア児者を抱える家庭では、加齢に伴う医療的ケアの度合いも増え、地域の生活介護施設での通所が困難になり療育センターへの通所の希望が増えています。

各療育センターの通所部門では呼吸器装着で通所しているケースも増えてはるかに定員をオーバーしています。

しかし、濃厚な医療的ケアのある利用者は地域施設活用型では対処できないのが現状です。

医療法人などの連携も含め早急に濃厚な医療的ケアにも対応できる施設の整備が必要です。都の中心部には療育センターの設置がありません。

地域活用型事業を促進していくためにもセンター的役割の療育施設の設置は必要です。早急に策を講じてください。

② 療育センターの入所待ちは年々増えつづけています。親が死去しても入所はできず、待機で短期入所を繰り返すような例も増えています。入所施設の整備を早急に進めてください。また現在入所されている方でも地域のグループホームへの移行が可能な方も多いと聞きます。

障害の実態や本人の希望に沿った住まいの選択ができるよう区や市と連携をして支援をお願いします。

③ 療育センターに短期入所する場合、日中は地域の生活介護などに通う事も可能ですが、送迎の問題がクリアできたとしても短期入所施設側の人手不足の問題から通所できず、短期入所中の日中活動もないのが現状です。

療育センターへの人員が十分に配置され、短期入所中でも日中活動が保障できるような整備を進めてください。

4. 入所施設について

① 入所施設を備えた多機能型施設の開設を望む地域が多い中、土地の確保ができず開設できない地区があります。江東区の例では平成28年開設予定で計画がありましたが、いまだに土地が確保できず開設へのめどがたちません。

介護者や障害当事者の高齢化が進む中、家庭の状況は深刻です。

通所型施設は公園の一部を活用できるようになっているので入所型施設も公園を活用できる（都独自の）仕組みの創設等、都有地の積極的な提供を行い入所施設整備の拡充をしてください。

5.　地域施設活用型事業について

①　医療的ケアが必要な重症心身障害者が地域で通所するために地域施設活用型事業を採用しながら地域生活介護施設に通所できるとしていますが、実際には活用型施設でも登録者が一日定員枠を超えていて、週3日の通所を余儀なくされている例が目立ちます。昨年度は法人の諸事情からいきなり週一日通所と制限を受けた例もありました。どんなに障害が重くても体調が良好な場合は週5日の通所を望む声も多いです。

　医療的ケアの内容に左右されず、毎日の通所ができるよう活用型事業を形あるものに整備してください。また気管切開や人工呼吸器装着があっても通所バスで看護師のケアが受けられるようにするなど整備と拡充を図ってください。

6.　余暇活動支援について

①　平成24年から放課後等デイサービス創設により学齢期の余暇活動や長期休暇等の過ごし方は充実してきましたが、卒後は通所時間も短く、土日や年末年始などの休暇の際には人材不足からヘルパーも確保できず、家庭でストレスをかかえ体重の増加、不眠など体調面での影響も出ています。

　都では青年成人期の余暇活動支援事業を創設していますが、放課後等デイサービス事業所がこの事業を受けたいと願っても包括補助事業のため自治体の財政状況により区や市が申請をしないためこの事業の助成がうけられません。

　卒後も学齢期同様、通所後の余暇活動支援がうけられるよう実施の希望をしている事業者が通所デイを創設できるように区や市へ働きかけてください。

7.　特別支援学校での医療的ケアについて

①　平成30年から特別支援学校に通学する医療的ケア児専用バスが整備されることになり、大変感謝をしております。

　しかしながら、学区域も広く、医療的ケア児が多く在籍している学校に関してはまだ具体的な準備が整ってないようです。

　実際の運行実態やニーズにきちんと対応できているかなど十分な調査を実施しながら形あるものへと整備をお願いします。

②　人工呼吸器を使用している児童生徒の通学には保護者の付き添いが生じています。文部科学省では全国でモデル事業を展開しておりますが、都でも先駆けて行い、どんなに障害が重くても当たり前に学校に保護者の付き添いなしに通学できるような整備をしてください。

　排泄交換時などの車椅子からの移乗などで人工呼吸器の着脱が必要な場合に学校看護師が着脱を行うことを認められていないため、保護者は教室待機となっています。ひとくくりに禁止をするのでなく個々の状況に合わせ、学校看護師が呼吸器の管理を行うことが可能になるよう合理的配慮を行ってください。

8.　都有地の活用について

①　西新宿4丁目の旧都営住宅跡地など東京オリンピックの際にバスのターミナルとして利用される計画のある土地に関してはオリンピック後には地域の福祉拠点となるように営利目的ではなく福祉目的優先の利用をお願いします。障害者のみではなく高齢者施設や保育園などにも活用できメリットがあります。

9.　家賃助成について

①　グループホーム利用者には家賃助成がありますが、アパートなどで重度訪問介護などを利用しながら単身で暮らす障害者に対しても家賃の助成をしてください。

10.　補装具について

①　18歳までは学校用・家庭用と２台の車椅子とを作ることが可能だった方が、都の判定が必要な卒業後に認められない事が多いです。体が大きくなり、家の中の移動も車椅子を使用することが増え、室内の間口や廊下の狭さで外用の車椅子では家庭内で使用できない事も多いのが実情です。家庭状況を配慮して希望者には二台の車椅子の作成が認められるようにしてください。

11.　医療体制の整備について

①　18歳を過ぎると長年かかっていた小児科を切ら

れてしまい、総合的に診察できる総合診療科などがないことで、成人期以降継続的な診察を受けられないことがあります。

生涯を通じて安心して適切な医療を受けられるように整備してください。

【継続要望事項】

1. 在宅支援について

① 昨年度都では14施設、122床分の病床を確保しているということですが、利用できる短期入所の病床数が不足しているため、実際に受け入れてもらえない場合が多く苦労をしています。

緊急時には必ず緊急一時預かりができるように策を講じてください。

② 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業として訪問看護師の派遣等により支援をして頂いていますが、まだ事業を採用していない地区も多くみられます。また平日の夕方以降や土日に対応できる事業所が少ないため利用が限られてしまいます。

利用者のニーズに合わせて利用できるように整備をしてください。

③ 通院時に病院内でも通院介助を個別の状況により区や市の判断で算定対象とできるということですが、地区により差があります。区や市への周知をはかって下さい。

2. 通所施設の充実について

① 施設整備費を拡充してください。

② 特別支援学校卒業後の進路先である生活介護通所施設が不足しています。

卒後も安心して日中生活を送れるよう計画的な拡充をお願いします。

重症心身障害児（者）通園事業については、引き続き区や市に対する支援を行ってください。

③ 施設整備のために都有地を積極的に提供してください。

④ 肢体不自由児（医療的ケアが必要な者を含む）が利用できる、放課後等デイサービス事業の整備が進むよう職員配置割合などの見直しを検討してください。現在の10対2の割合では肢体不自由児の安全は確保できません。

3. 入所施設における生活の充実について

① 在宅から施設に入所すると日中活動の幅が狭まります。生活介護施設などへの通所を認めるなど日中活動の充実を図ってください。

② 入所施設が行う外出支援は人手不足もあり十分ではありません。入所施設の職員の対応を期待することは難しい状況です。施設入所者が従前の地域生活を維持できるように区や市に指導して地域生活支援事業の移動支援を利用し休日に入所施設外での活動に参加できるように支援の拡充を図ってください。

4. 補装具について

① 補装具の支給については、台数、使用年数など障害の状況や体型の変化、生活環境等に対応できるよう柔軟に支給決定をしてください。

担当する方により差が生じないよう取扱指針の内容の周知が図られるよう指導をお願いいたします。また卒後もリハビリなどを継続して行えている場合には普段見て頂いている専門医の判断で書類判定ができるように国へ働きかけてください。

5. 地域間格差の解消について

① 『サービス等利用計画書』に沿った適切なサービスが受けられるよう、区や市に指導するとともに提供事業者のサービスの質と量を確保できるようにしてください。また支給量やサービス内容にも各地域でかなりの差が生じているのが現状です。

各地区の実態を把握すると共に格差の解消を図るようにしてください。

6. バリアフリーについて

① 都心の大きな道路には歩道橋が設置されているところが多くガードレールの切れ目もなく車いすの横断が困難なことが多いです。歩道橋にはスロープもしくはエレベーターの設置をするなど、いかなる場所でも車いす利用者が通行可能なルートを1つ以上確保してください。

② 障害者や高齢者の利用が多い公共性の高い施設のエレベーターは17人乗り、24人乗りなど大型の

車イスが入れる大きさになるよう、また、利用者の多いエレベーターついては車いす使用者が優先に利用できるエレベーターを別途設置するなど都としての新たな基準を検討してください。

③　2020東京オリンピック・パラリンピックに向け策定された「アクセシビリティ・ガイドライン」にそって、大会の関連施設や会場へのアクセス経路だけでなく都内全域でのバリアフリーの促進に取り組み、「世界一の都市・東京」をバリアフリーの面から実現してください。

④　2020東京オリンピック・パラリンピックに向け、物理的なバリアフリーの促進と同時に「こころのバリアフリー」の更なる啓発・普及に努めてください。

・東京都は多くの大会ボランティアを募集し養成することを計画しています。そうした機会や学校教育を通して多様な困難を抱える障害者への理解推進を図ることがますます必要と考えます。

7. 教育の充実について

①　肢体不自由特別支援学校において、各学校で医療的ケアが必要な児童・生徒数に差があるので、実態に見合った看護師配置数が確保できるようお願いします。

②　普通小中学校に通う障害児のために、必要とする児童生徒すべてに介助員を計画的に配置できるように都としても助成を図ってください。

　都立高校に関しては生徒の通学が制限されることがないよう都が責任を持って行ってください。

③　医療的ケアなどで保護者の付き添いが求められている児童、生徒の通学、宿泊行事、校外学習などは訪問看護師の居宅以外で利用の緩和や地域福祉サービスとの連携などで親の付き添いなしでの教育保障をしてください。

④　初等、中等教育校舎のバリアフリー化が進むよう、区や市に働きかけてください。

8. 防災について

①　呼吸器をつけていない重度心身障害児者でも吸引器など多くの医療機器を使用しておりライフライン停止時の電源確保などが心配されます。

　呼吸器以外の医療機器使用者に対しても個別の支援計画を策定するように区や市に働きかけをお願いします。

9. ヘルプマーク及び啓発

①　都内の学校や公共交通機関、ショッピングモールなど様々な場所で都内全域に周知してください。

②　エレベーターや多目的トイレなどでマナー違反の使用者が目立ちます。

　教育の場などで必要性や倫理観などを啓発できるような取組をお願いします。

地区会長就任あいさつ

武蔵野市肢体不自由児者父母の会　会長　蔦原　真紀子

　今年度の定期総会におきまして会員の皆様の承認をいただき武蔵野市肢体不自由児者父母の会の会長を務めさせていただくことになりました。前任の伊藤会長の知識や行動力そして幅広い人脈は何年かかっても足元にも及びませんが、会員の皆様と力を合わせて地域福祉がより良くなるよう努力していきたいと思います。

　今、会員は35名です。約半数が入所施設やグループホームを利用していますが、地域の施設を利用している方はほんの数名しかいません。肢体不自由児者の高齢化、重度化や医療的ケアの必要な人が増えている現在、親からの自立や親なき後も地域で暮らしていくにはまだまだ課題があると思います。子どもたちが住み慣れた武蔵野市に安心していつまでも暮らして行けるように活動していきたいと思っています。また、東肢連の他地区の会長さん方と関わる中で情報を共有し、勉強をさせていただきたいと思っています。経験不足で微力ではございますが、皆様のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

墨田区肢体不自由児者父母の会　会長　菊池　昌子

　この度は、墨田区肢体不自由児者父母の会、会長を務めさせていただく事になりました。まだ右も左もわからず、会長という大きな責務が務まるのか不

安でもありますが会員の皆様に協力をお願いして助け合っていけたらと思っています。

当会は、昭和36年に身体に障害を持つ子供と親達が集まって地域で明るく暮らせるように作った会だと言われています。重度障害者グループホーム「すずらん」の建設、短期入所、日中一時支援のＮＰＯ「あとむ」それぞれが住み慣れた場所で仲間と共に暮らしたいとの思いから運営しています。「すずらん」に入所が叶わなかった、主に医療的ケアが必要な親によるグループホームを作る会も5年目に入ります。何とかこのグループホームを建設して親も子も安心して暮らしていける街　すみだ　を作りたいと思っています。まだまだ分からない事だらけです。今年度、わかばマークでよろしくお願いします。

周年行事

～60周年を迎えて～

板橋区肢体不自由児者父母の会　会長　藤井　亜紀子

昭和33年3月に発足、平成29年度は創立60周年を迎えることができました。

50周年では、式典のほか、記念誌発行・記念事業として区立小・中学校に図書の寄贈など行いましたが、この60周年は、例年の各行事にお祝いを兼ねて記念事業を実施してまいりました。特に60周年記念事業として実施した日帰りバスハイクは、民生委員の皆さまもご参加下さり、貴重な時間を過ごすことができました。例年新成人・新年のお祝い会として行われている新春のつどいでは、午後に60周年式典を兼ねて感謝状贈呈や還暦お祝い会などを実施。河井会長はじめご来賓の皆さまから温かいご祝辞を頂戴し感謝の気持ちでいっぱいでした。

これまで、会の活動にご尽力くださってきた諸先輩方、日々、一緒に活動して下さっている会員の皆さま、この60年、当会を支えてくださった関係各所の皆さま方に心からお礼申し上げますとともに、引き続きご支援賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

「60周年を迎えて」

台東区身障児者を守る父母の会　会長　勝呂　みゆき

さる平成30年2月12日、浅草ビューホテルにおいて、280名余りの皆さまにお集まりいただき「台東区身障児者を守る父母の会60周年」「生活ホームりんご村開設30周年」のお祝をさせて頂きました。

40周年の時から総合プロデュースを鬼頭氏にお願いをしており、そこに加えて荒川マンドリン倶楽部と上野混声合唱団の皆さまに賛助出演を頂き、私たち独自のユニークな祝賀会が出来たと思います。

60周年という長い月日を振り返り、先輩方の想い、努力を未来に向けて途切れることなく、子供たちのより良い幸せを目指す活動を継続することを誓って『想い　受け継ぎ　切り拓く』をテーマとしました。そのテーマは一組の親子のメッセージによりお届けしました。重い障害ゆえに自立に向けての本人経験がより必要なのに、区の制度として整備されているものさえ使えない。この現実の厳しさを必死に訴えました。障壁が様々な中、求め続ける福祉があり、私たちは希望を持って進んでいくことを誓いました。その会場には、区長はじめ、国会議員、都議会議員、区議会議員、関係団体、賛助会員の皆さまとお集まりいただいており、力強いご支援のお言葉を頂きました。

当会の新年会は全員で行うのが定例です。2部に入り歓談、お食事と進み、最後は恒例の『花笠音頭』の踊りと、会場の全員が一つの輪になり、隣の人と手をつなぎ『りんごの唄』の大合唱。舞台上では車いすダンスも披露され、大拍手の中お開きとなりました。

「一人の力は弱くても、仲間とならば頑張れる」会としての結束も確認できた日となりました。お忙しい中お集まり頂いた皆さまの温かいお心を忘れず頑張ります。

創立60周年を終えて ～感謝～

練馬区肢体不自由児者父母の会　会長　田中　康子

私共、練馬区肢体不自由児者父母の会は、「60周年記念式典・祝賀会」を平成30年2月18日(日)にホテルカデンツァ光が丘にて行いました。御臨席くださった来賓の皆様、特に東肢連からは多数ご出席いただきありがとうございました。

60周年記念事業を振り返ると、実行委員会を立ち上げることができず、毎月の定例会が実行委員会を兼ねて他の行事と並行して進めることで、役員幹事を含め協力してくださる会員の方への負担は大きかったと思います。この会の難局を乗り切って盛会に終えることができたのは、会員一人一人が役割を果たしてくれたからだと思っています。ホテルとの打ち合わせ、アトラクション…特に記念誌は若い二人が、がんばってくれました。当日まで紆余曲折でしたが、会員に感謝です。私自身は、当日、終わった時の「おわった～」という達成感を今も覚えています。

オープニングは、10年前の創立50周年の際に結成した「スマイルベル」のミュージックベルの演奏でした。今回は、講師の林田先生の協力で地域の子供達も加わり、会場にミュージックベルの綺麗な音色が響きました。演奏が終わると会場の御来賓の方々から感動した、感激した、と感想をいただきました。

子供達が住み慣れた地域でこれからも生活し続けていけるように活動していきます。会員同士のコミュニケーションを大切にし、活動の場が会員の心休まる場でありたいと願っております。「次世代につなげていく」ことが私の役割だと思っています。

これからも皆様方の御指導、御支援を得ながら、会員一同、父母の会60歳の還暦を機に明るい明日に向かって出発です！

改めて、皆様に感謝致します。

オープニング　～スマイルベル演奏～

中野区肢体不自由児者父母の会・創立60周年記念式典

中野区肢体不自由児者父母の会　会長　山本　まゆみ

5月18日東京湾トワイライトクルーズの船の中で開催されました。

本当に多くの来賓の方々にお越しいただきました。私たちはこんなにも多くの人に支えられていることに感謝の気持ちでいっぱいです。会員家族も多数参加しました。

初夏を思わせるほどのお天気にも恵まれ、潮風が心地よいです。船に乗り込む前から、クルーズへの期待感が高まります。美味しい料理と素敵な音楽（クラリネットとチューバの生演奏）、とても和やかな楽しい会となりました。式典は、洋上ということもあり、いつにも増して華やかな雰囲気で、参加者みな（障害者本人も多数）、ウキウキとしていました。こういう日が迎えられたことに、60年の重みをかみしめました。

『中野区肢体不自由児者父母の会』が結成されたのは1958年（昭和33年）、障害児者が平穏な生活をおくるための法律や教育環境、人々の理解など、今とは比較できないくらい厳しい状況だったのではないでしょうか。そんな中、子供や家族の幸せを願い、福祉のために立ち上がった偉大な先輩方…そのご苦労は計り知れません。

いつの時代も、子どもの障害がわかったときの親の不安はとても大きいものです。中野区には先輩たちが立ち上げてくれた療育センター・アポロ園（その後区立となり、現在は区立民営）という就学前の通所施設があります。中野区の障害児親子にとって、アポロ園は、最初の大きな安心の場です。あることが当たり前のアポロ園は、父母の会の先輩方のご苦労でできたと知ったのは、ずいぶん後になってからのことでした。

来賓の皆様の温かいお言葉に、会を立ち上げた頃のご苦労を思い、様々な方々に助けられていることに深い感謝を覚えました。

医療の進歩もあり、障害も重度化・多様化してきました。親の考え方も変化し、求められる福祉も変わってきています。動ける会員が少ないという問題も切実です。それでも、日々介護をしている家族の切実な声に耳を傾け、笑顔でいられる時間を増やして欲しいという父母の会会員の思いは、結成当時の先輩方と変わりはありません。

私たち現在の会員にとって、60年という節目に、新たな一歩を考える貴重な時間となりました。

第35回　駅前放置自転車クリーンキャンペーンにご協力を

今年も昨年に続き「駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施大綱」が下記（一部省略）のとおり決まり、実施されることになりました。今回も東肢連として協賛することになりましたのでご協力お願いいたします。

記

1　目　的

放置自転車は、歩行者や緊急自動車等の通行を阻害するとともに、街の美観を損ねるなど社会問題となっている。これまで、区市町村や関係機関等の地道な努力により放置自転車の状況は改善しているものの、都内では依然として3.1万台の自転車等が駅周辺に放置されている。

このため、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」では、自転車通勤する従業者の駐輪場所の確保・確認や顧客に対する駐輪場利用の啓発等を事業者の責務と規定するなど、社会全体による放置自転車対策を推進しているところである。

さらには、東京都安全推進計画において、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2年後には駅前放置自転車台数を2万台以下にすることを目標に掲げている。

こうした中、放置自転車問題を広く都民に訴えるため、関係機関等が相互に協力して、駅前放置自転車クリーンキャンペーン（以下「キャンペーン」という）を実施する。

2　内　容

(1) 別紙Ⅰ（省略）のとおりとする。

(2) 活動の重点は、「広報活動、駅前放置自転車の撤去等」とする。

(3) 統一標語は

「放置ゼロ　キレイな街で　おもてなし」

とする。

3　時　期

平成30年10月22日から同月31日までの10日間とする

またキャンペーン事前周知活動も実施する。

4　キャンペーンの実施・参加機関等

(1) 実施・参加機関等

主　　催　東京都・区市町村

構成団体　国土交通省（東京・相武国道事務所）、警視庁、東京消防庁、東日本旅客鉄道（株）、（一社）日本民営鉄道協会（関東鉄道協会）、（一社）東京バス協会、（一社）東京ハイヤー・タクシー協会、東京商工会議所、東京都商店街振興組合連合会、関東百貨店協会、（一財）日本自転車普及協会、（一財）東京都交通安全協会、東京都公立高等学校長協会、東京都障害者団体連絡協議会（（一社）東京都肢体不自由児者父母の会連合会、東京都盲人福祉協会）、他14団体

協力団体　（社）東京都個人タクシー協会、日本チェーンストア協会、ほか3団体

(2) 各実施・参加機関等の役割は別紙2（省略）のとおりとする。

5　実施計画の策定（省略）

6　首都圏駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施

首都圏駅前放置自転車対策協議会加盟の隣接3県（埼玉県、千葉県、神奈川県）及び5政令指定都市（横浜市、川崎市、相模原市、千葉市、さいたま市）は密接に連携し、クリーンキャンペーンを統一実施する。

事務局通信

《 東京都肢体不自由児者父母の会連合会　賛助会員募集のご案内 》

東京都肢体不自由児者父母の会連合会では、賛助会員の募集をしています。

賛助会員会費　個人会員一口　　3,000 円
　　団体会員一口　　10,000 円

尚、賛助会員の皆様には、年３回発行の会報「東肢連」の発送や各種イベントの案内をお送りさせていただきます。

『平成 30 年度　賛助会員・支援企業（敬称略）』（6 月 30 日現在）

・（株）東京在宅サービス
・アサヒ飲料販売（株）
・島手そうめん販売（株）
・鈴木弘美
・コカ・コーラボトラーズジャパン（株）
・（株）八洋
・（有）稲美工芸印刷

ご支援いただき感謝申し上げます。

編集後記

皆さまからたくさんの情報、感想をいただき広報部一同厚く御礼申し上げます。
今年度も宜しくお願い致します。
尚、今年度役員改選に伴い、広報部員の変更がありましたので下記紹介致します。

岸井泰子、鈴木真理子、福田功志、武田澄昌、池邉麻由子、荒木千恵美、菊池絵里子、小栗敦子